			イ　重度の四肢変形、脊柱側彎又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合 ウ　治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合
	15	ビールズ症候群	同上
	16	ラーセン症候群	同上

第十六表　脈管系疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
脈管奇形	1	青色ゴムまり様母斑症候群	疾病による症状がある場合又は治療が必要な場合
	2	巨大静脈奇形	同上
	3	巨大動静脈奇形	同上
	4	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	同上
	5	原発性リンパ浮腫	同上
	6	リンパ管腫	治療が必要な場合
	7	リンパ管腫症	同上

別表第一　腎機能低下及び成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長症用身長基準

（表略）

別表第二　成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）、後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症、ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群及びヌーナン症候群用身長基準

（表略）

別表第三・別表第四　（略）

（新設）

別表第一　腎機能低下、後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症及び成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長症用身長基準

（表略）

別表第二　成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）、ターナー症候群及びプラダー・ウィリ症候群用身長基準

（表略）

別表第三・別表第四　（略）

○厚生労働省告示第六十一号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第二号ロの規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信